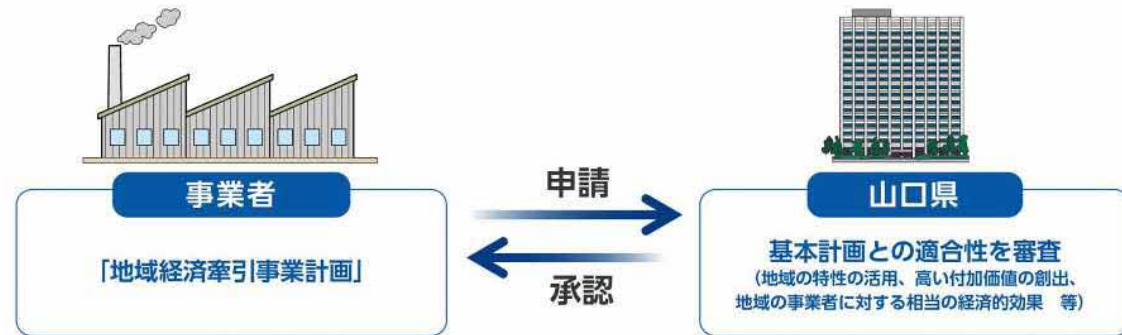


山口県基本計画の概要

山口県及び県内全市町では、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得ました。
これにより、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)」を実施する事業者が、「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受けた場合は、様々な支援を受けることができます。



※計画着手前の承認が必要 ※促進区域内(山口県全域)での計画であること

■地域経済牽引事業として求められる事業内容

(1) 地域の特性の活用

地域の特性の活用戦略に沿った事業であること
◆下記表の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

集積産業・産業インフラの活用	集積地域
基礎素材型産業、輸送用機械関連産業、 環境・エネルギー関連産業、医療関連産業、 バイオ関連産業、航空機・宇宙関連産業、 半導体・蓄電池関連産業等	山口県
道路、鉄道、空路、港湾、工業用水	

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,013万円(山口県の1事業所あたり平均付加価値額)を上回ること ※付加価値額=売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課
※計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合、計画期間で按分した値とする

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

項目	具体的な効果(5年想定)
取引額	促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で3.5%以上もしくは6,800万円以上増加
売上げ	促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で3.5%以上もしくは6,800万円以上増加
雇用者数	促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で10%以上もしくは5人以上増加
給与支払額等	促進区域に所在する事業者の給与支払額等が開始年度比で12%以上もしくは22百万円以上増加

※計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合、計画期間で按分した値とする

設備投資に対する支援措置

■地域未来投資促進税制 (国税:法人税等)

地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの(法第25条に基づく確認)については、設備投資に対して国の課税の特例を受けることができます。



※主務大臣による確認を受けた後に、機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物を取得した場合に限る
※建物等については、県の計画承認後であれば、計画確認前に着工することは妨げない

(1) 法第25条に基づく確認の基準

基準	内容
先進性に関する基準	国の「評価委員会」において以下のいずれかの項目で先進的であると認められていること ① 開発又は生産する製品の先進性 ② 開発又は提供する役務の先進性 ③ 製品の生産又は販売の方式の先進性 ④ 役務の提供の方式の先進性 加えて、数値的な基準として労働生産性の伸び率または投資収益率の平均値が一定以上であること
売上高に関する基準	当該事業に係る商品又は役務の売上高伸び率が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること
減価償却資産の取得予定価額に関する基準	減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること
取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準	事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、前年度における減価償却費の額の5分の1以上の額であること <small>※対象事業者が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。</small>

(2) 課税の特例の内容

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
中堅企業枠	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減
※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は各事業80億円を限度。税額控除はその事業年度の法人税額等の20%相当額が限度
※対象資産を貸付けの用に供する場合や、中古の対象資産の取得又は国の確認前に対象設備を取得等した場合は対象とならない

■地方税の課税免除 (県税:不動産取得税、市町税:固定資産税)

国の法第25条に基づく確認を受けた地域経済牽引事業を行う事業者に対し、土地・建物等に係る地方税(不動産取得税・固定資産税)が一部免除される場合があります。

対象税目	対象
不動産取得税(県税)	土地・建物
固定資産税(市町税)☆	土地・建物・構築物

※取得価額合計1億円超(農林漁業関連は5千万円超)が要件
※土地は、取得の日の翌日から起算して1年以内に建物又は構築物の建設に着手した場合に限る
※土地は、対象建物の水平投影面積のみが対象
☆R6.4現在、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市が条例制定済み

その他の支援措置

経済産業省事業との連携(地域中核企業創出・支援事業、戦略的基盤技術高度化支援事業等)、特許料(中小企業者の場合)、地域団体商標の登録料等の減免、事業者から自治体に対する事業環境整備の提案手続きの創設、規制緩和(農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等)に係る措置等)等があります。